



しろさと 農業委員会だより

第12号

平成25年6月17日発行
編集
農業委員会運営委員会
発行
農業委員会事務局



ごあいさつ
会長 富田 昇

平素より、本会に対し特段のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国の行方を左右する今般のTPP交渉への参加表明による安倍総理の関係諸国との交渉は、全国民が行方を注視しているところですが、我が国の農業政策はじめ、国益に悲惨な結果を生み出さないよう「重要品目とされる農産物を関税撤廃の除外対象とできない場合は、撤退も辞さない」という当初決議を約束どおり守ってほしいものであります。

また、本町においても農産物によっては未だに放射能風評被害により売れ残り品が多々発生し、町においても対策を講じているところ

です。
結びに、今年一年が皆様にとりまして、穏やかにで実り多き一年となりますよう心からご祈念いたします。



▲H25.5.27(月) 第5回定例総会での審議状況

農業委員が変わりました

平成二十五年四月二十日の茨城中央農協理事会において、今まで本会活動にご尽力いただいた「蘭部文明」委員が辞任され、その後任として左記の方が四月二十五日付で町長から選任辞令を交付されましたのでお知らせします。

- ◆新任農業委員
櫻井 昭次 小勝在住
担当区域
徳蔵・塩子の一部

今年度も農地パトロールを実施します

昨年に引き続き、今年も七月から八月に「耕作放棄地調査」と併せて農地パトロールを実施します。

耕作放棄地調査の際には、各委員が農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それらの結果をもとに、十一月から十二月に、農地の所有者等への耕作放棄地の指導意向調査を行います。

農業委員活動報告(3月～5月)

- 3月
 - 十八日 第三回運営委員会
 - 十八日 茨城県農業会議定例総会
 - 二十五日 第三回農業委員会総会
- 4月
 - 十六日 茨城県農業会議臨時総会
 - 十六日 茨城県市町村農業委員会
会長・事務局長会議
 - 十八日 第四回運営委員会
 - 二十五日 第四回農業委員会総会
- 5月
 - 十六日～十七日
茨城県市町村農業委員会
会長・事務局長会議
 - 二十日 第五回運営委員会
 - 二十七日 第五回農業委員会総会
 - 三十日 全国農業委員会会長大会

主な内容

- ・農地法第3条下限面積 2
- ・贈与税の納税猶予を受けている方へ . . . 2
- ・平成24年度農地法等申請件数 2
- ・農業所得者(白色申告書)の記帳 2
- ・耕作放棄地全体調査及び
利用状況調査の報告 3
- ・貸付等希望農地の詳細情報 3
- ・平成25年度農業臨時雇標準賃金 4
- ・農地の賃借料情報 4

**農地法第三条
下限面積について**

耕作目的で農地を売買、贈与、貸借等をする場合は農地法第三条に基づく農業委員会の手続きが必要で、許可を得るには、申請後の耕作面積が下限面積以上であることが条件の一つになっていきます。

城里町では、平成二十五年三月二十五日の定例総会において下限面積の変更を審議し、平成二十五年度も昨年度同様、四十アールと決定しました。

農地の納税猶予を受けている方はご確認ください
相続税及び贈与税の納税猶予制度を受けている農地について、適正利用を厳格化する旨国から通知されています。
今後、適用農地が耕作放棄地等の状態となった場合には、納税猶予が打ち切りとなり、猶予を受けていた税額の全部、または一部と利子税を納付することとなりますので、ご注意ください。

平成 24 年度 (平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)

農地法等申請件数

農地法第 3 条 (農地を売買、贈与、貸借等)

件数	面積 (㎡)
28	63,424

農地法第 4 条 (所有者が自らの農地を転用すること)

件数	面積 (㎡)
9	3,651

農地法第 5 条 (所有者以外の者が農地を転用し、権利の移動・設定を行うこと)

件数	面積 (㎡)
45	30,143

農地改良届 (農地に盛土等を行い利用価値を高めること)

件数	面積 (㎡)
14	2,052

農業経営基盤強化促進法による利用権設定 (農地の貸借)

件数	面積 (㎡)
149	387,879

農地の転用とは？

農地等を住宅 (個人の給排水管敷地等含む) や資材置場、駐車場、山林等の農地以外の用途に転換することです。

農地を一時的に資材置場などにする場合も、農地の転用となり、その際は許可申請が必要となります。



詳しくは、農業委員または農業委員会事務局にご相談ください。

農地法の申請等の
受付締切日は

毎月 10 日です！

(土日祝日にあたる場合は、翌平日の開庁日となります)

平成 26 年 1 月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得 (農業所得等)、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が 300 万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成 26 年 1 月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方 (所得税の申告の必要がない方を含みます。) について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) に記載されていますので、ご覧ください。

お問合せ先 水戸税務署 ☎029-231-4211

「平成24年度耕作放棄地全体調査及び利用状況調査の報告」

昨年の7月から8月に、各委員が担当地区について耕作放棄地全体調査を実施しました。

また、11月から12月には農地の利用状況調査として、遊休農地（耕作放棄地）の意向調査及び指導を行いました。③は平成22年度から24年度の3年間（毎年11月から12月）に全委員が戸別訪問調査した実績の合計値です。(単位:ha)

農地面積①			耕作放棄地全体調査による耕作放棄地の面積②			左の耕作放棄地のうち意向調査等を実施した面積③		
田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計
1,259	1,651	2,910	81	136	217	56	95	151

③の意向内容の内訳

(平成24年12月末現在)

- ・自己での耕作、管理・・・69ha (46%) ・現状維持・・・38ha (25%)
- ・他者への貸借・売渡希望・・・42ha (28%) ・その他・・・2ha (1%)

農地の貸借等情報 H25.5.31現在

「後継者がいない」「高齢となり耕作できない」等の理由により、農地の貸付・売却を希望する農地は年々増加しています。

下表は、昨年度に農地の貸付・売却の希望があった農地の情報です。

「農業を始めたい、規模を拡大したい」とお考えの方は、詳細な内容を農業委員会事務局までお問い合わせください。

常北地区

大字	地目	面積(m ²)
石塚	田	12,545
	畑	45,518
那珂西	田	25,825
	畑	47,555
上泉	田	10,237
	畑	7,408
増井	田	9,641
	畑	11,745
上入野	田	17,610
	畑	29,831
上青山	田	7,227
	畑	26,997
下青山	田	8,183
	畑	13,315
春園	田	4,653
	畑	22,365
小坂	畑	559
勝見沢	田	10,166
	畑	17,812
上古内	田	5,062
	畑	9,264
下古内	田	14,456
	畑	23,901

桂地区

大字	地目	面積(m ²)
上坪	田	2,991
	畑	2,523
下坪	田	1,300
	畑	2,570
栗	田	4,765
	畑	13,107
北方	田	6,521
	畑	30,862
高久	田	4,648
	畑	14,473
錫高野	田	12,407
	畑	16,244
孫根	畑	4,663
	岩船	田
阿波山	田	9,519
	畑	30,280
下阿野沢	田	2,399
	畑	15,238
上阿野沢	田	1,297
	畑	9,602
御前山	田	3,397
	畑	6,338

七会地区

大字	地目	面積(m ²)
小勝	田	1,677
	畑	845
塩子	田	3,517
	畑	8,228
下赤沢	田	3,881
	畑	9,625
上赤沢	田	1,906
	畑	9,237
(常北)	田	125,605
	畑	256,270
(桂)	田	51,821
	畑	145,900
(七会)	田	10,981
	畑	27,935
合計	田	188,407
	畑	430,105
		618,512
		(m ²)

全農地の2%

平成 25 年度城里町農業臨時雇標準賃金表

平成 25 年 2 月 25 日の農業委員会総会で審議決定し、既に 3 月 15 日発行の広報しろさと「お知らせ版」に掲載しましたが、再掲します。

◎機械力の場合

基盤整備された圃場を基準(10a 当たり) (税込)

作 業 別	賃金(円)	
水田(陸田) 耕起	6,300	
水田(陸田) 代かき	8,400	
畑耕起	6,300	
田 植	8,400	
水稻育苗(1箱あたり、運搬費含む)	788	
ごぼう堀り	トラクター	37,800
	トレンチャー	84,000
バインダー	9,000	
ハーベスター	9,400	
コンバイン	刈取のみ(運搬は3,150円加算)	18,900
	乾燥・運搬含む	32,500
	[大豆]、(運搬は3,150円加算)	12,600
水稻(陸稲) 乾燥	10,500	
麦類乾燥	12,600	
肥料散布(肥料代は委託者負担)	3,150	
農薬散布(農薬代は委託者負担)	3,150	

◎人力の場合(1日当たり) (税抜)

作 業 別	賃金(円)
田 植	6,000
水田除草	6,000
稲・草刈	6,000
畑仕事	5,500
ごぼう堀り	10,000
茶摘み	5,500

◎草刈・粃すり・畦ぬり (税込)

作 業 別	賃金(円)
草刈(1時間)	1,000
粃すり	840
畦ぬり(1mあたり[片面])	60

【機械力の場合】

※燃料代は請負者負担です。

※[田植請負]については、田植(8,400円)と苗代(育苗788円/箱)に使用枚数を乗じ、合算して下さい。

農地の賃借料情報(平成 24 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料水準)

(10a 当たり)

地 区 名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	集計数(筆)	備 考	
常北地区	田	9,700	23,900	2,000	30	他に使用貸借(無償)分 38筆
	畑	3,600	9,000	1,000	12	
桂地区	田	10,700	20,700	2,000	26	27筆
	畑	3,600	12,000	2,000	26	
七会地区	田	12,900	19,500	9,100	10	13筆
	畑	5,800	7,700	2,000	3	

農業者年金受給者の
現況届の提出期限は、
6月末ですので忘れず
に提出して下さい!!

城里町農業委員会事務局
〒311-4303
城里町石塚 1428-1
コミュニティセンター城里
電話 029-288-3111
(内線 361, 362)
FAX 029-288-2362

◇**編集後記**◇
本会は、農業委員会活動として農家の将来への備えも必要なことから、農業者年金の普及・加入推進にも取り組んでまいりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。
次回の発行は、来年一月を予定しております。皆様からのご意見や情報提供をお待ちしております。
また、疑問や質問などがありましたらお寄せ下さい。



定例総会は、
毎月 25 日です。
(土日祝日にあたる場合は、翌平日の開庁日となります)